

事業者殿

(一社) 熊谷地区労働基準協会
(免税事業者)

低圧電気取扱業務の特別教育（実技）開催の案内

低圧電気設備の取扱作業による感電災害が毎年相当数発生しています。災害の特色は、感電によるショック死が殆どで大変悲惨なものであります。労働安全衛生法では、感電災害を防止するため、電気設備取扱者は電気の安全知識と技能の教育を義務付けています。この特別教育の対象者は、交流では600V以下、直流では750V以下の低圧電路の充電部分が露出している開閉器の操作を行う方（機械操作者や機械・電気の修理・工事を行う方）が該当します。電気事業法による電気主任技術者や電気工事士の有資格者であっても、労働安全衛生法に基づく本特別教育を受講する必要があります。

本特別教育は「電気自動車等の整備の業務」が除外されていますのでご留意ください。

記

- 1 日 時 3月12日（木）9時25分～18時50分（受付開始9時20分）
- 2 講習会場 熊谷文化創造館さくらめいと 会議室1 熊谷市拾六間111番地1
JR高崎線籠原駅南口下車 徒歩約15分 タクシー約5分
- 3 申込先 (一社) 熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストンビル1階
Tel. 048-525-1746 Fax. 048-525-6506
- 4 講習人員 **60名** 募集締切り**3月4日(水)**（最少催行数**20名**）（定員超過時はキャンセル待ち）
- 5 講習科目 【学科】①関係法令 ②低圧電気に関する基礎知識 ③低圧電気設備に関する基礎知識
④低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 ⑤低圧の活線作業及び活線近接作業の方法
【実技】①低圧開閉器の操作方法（1時間）
なお「低圧活線作業及び活線近接作業に従事する方」は、各事業場にて有資格者の指導で同作業の実技を**7時間以上**実施されて**「実技記録簿」に必ず記録保管して下さい。**
全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 6 修了証 **10,670円**【内訳：受講料9,000円消費税900円、テキスト代700円消費税70円】
- 7 講習費用 熊谷協会員**9,680円**【内訳：受講料8,100円消費税810円、テキスト同上】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時の変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ**熊谷地区労働基準協会宛にFAXをお送り下さい。**
協会は**FAX受信後、記入項目を確認のうえ『受付通知票』をFAXで返信通知します。**
『受付通知票』を受信後、協会宛に『申込書原本』を2週間以内に送って下さい。
『受講票』は①E-mailか②返信用封筒で送ります。印刷して当日受付に提出して下さい。
『申込書原本』発送後、2週間後までに『受講票』が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
請求書は申込者全員に発行します。
※受付は9時～16時30分まで（土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません）
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛（振込手数料はご負担願います）
※銀行発行の振込金受取書（振込明細書）を、領収書の代わりとさせていただきます。
※講習費用納入は2月4日～3月4日(水)です。期限内に必ず納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1) テキストは講習当日お渡しします。(2) 当日の代替者の出席受講は認めません。
(3) 講習中は全ての電子機器類は使用禁止。違反行為者は退場していただきます。
(4) 昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。
(5) 駐車場完備500台。熊谷市条例により会場と敷地内（含自動車内）は全て禁煙です。